

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告

よくある質問

Q 1 この報告はどのようなものですか？周知はしているのですか？

A 1 令和6年度に行った「群馬県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金」（以下「補助金」という。）について、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）に係る仕入控除税額の確定後、返還すべき消費税があるかどうかを確認するためのものです。報告が必要なことは、補助金交付要綱に定めているほか、交付決定通知に交付の条件として記載しています。

Q 2 報告の対象者は？

A 2 令和6年度に補助金の交付を受けた全ての医療機関・薬局が対象です。仕入控除税額が「0円」（返還額なし）の場合であっても、必ず報告が必要です。

Q 3 20施設の薬局を有する法人です。令和6年度に受けた補助金は、初期導入が12施設、新機能追加導入が2施設、同時導入が8施設ありました。報告は施設ごとに行うのですか？

A 3 補助金の交付決定を受けた施設単位で補助事業者ごとに報告が必要です。同一法人で、複数の施設で補助を受けた場合、施設ごとの報告が基本ですが、概ね10以上の施設を有する同一法人の場合、複数施設一括用の報告書でも構いません。ただし、補助対象経費、補助金額、仕入控除税額が異なる場合など一括用報告書に施設ごとの計算書を添付いただきます。

Q 4 個人事業主の場合も、報告が必要ですか？

A 4 個人事業主か法人かに関わらず、全ての補助事業者が報告する必要があります。

Q 5 補助金の交付を受けた医療機関はすで廃止していますが、報告の必要はありますか？

A 5 補助金の交付を受けた後に医療機関を廃止した場合も、報告する必要があります。

Q 6 報告はいつ行えばよいのですか？

A 6 報告は、補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税を所轄税務署に確定申告した後に行っていただくものです。

なお、消費税の納税義務がなく、確定申告を行う必要がない補助事業者は、納税義務がないことが分かった時点で速やかに提出してください。

また、交付時期と決算期（課税期間）により報告時期が異なりますのでご注意ください。

＜例1＞個人事業主・12月決算法人の場合（納税義務あり）（課税期間：1/1～12/31）

① 令和6年9月に補助金の交付決定を受けた場合、

- ・個人の場合、令和6年分の消費税の確定申告を所轄税務署に行った後に県に提出する。
- ・法人の場合、令和6年12月決算後、消費税の確定申告を所轄税務署に行った後に県に提出する。

② 令和7年1月に補助金の交付決定を受けた場合、

- ・個人の場合、令和7年分の消費税の確定申告を所轄税務署に行った後に県に提出する。
- ・法人の場合、令和7年12月決算後、消費税の確定申告を所轄税務署に行った後に県に提出する。

(続き)

＜例 2＞2 月決算法人の場合（納税義務あり）（課税期間：3/1～2/28）

- ① 令和 6 年 1 2 月に補助金の交付決定を受けた場合、令和 7 年 2 月決算後、消費税の確定申告を所轄税務署に行った後に県に提出する。
- ② 令和 7 年 3 月に補助金の交付決定を受けた場合、令和 8 年 2 月決算後、消費税の確定申告を所轄税務署に行った後に県に提出する。

Q 7 単一の医療機関（医療法人）です。「初期導入」と「新機能追加導入」の二種類の交付決定を受けましたが、報告はまとめて報告してよいですか？

A 7 同一施設で「電子処方箋管理サービスの初期導入に係る事業」及び「同サービスの新機能拡充に係る事業」と二度補助を受けている場合、補助金の交付決定ごとにそれぞれ報告が必要です。（一施設で二回の報告が必要）

Q 8 補助金の交付を受けた医療機関はすで廃止していますが、報告の必要はありますか？

A 8 補助金の交付を受けた後に医療機関を廃止した場合も、報告する必要があります。

Q 9 報告書を作成するにあたり準備する書類は何ですか？（添付書類）
（確定申告書は消費税の確定申告書のことです）

A 9

＜返還額なしの場合＞

- ・ 共通 → 第 2 号様式及び別紙概要（返還なし）の Excel ファイル
- 申告義務なし → なし（ただし上記 Excel ファイルは必要です）
- 簡易課税 → 簡易課税方式の確定申告書（写）の PDF ファイル
- 2 割特例適用 → 2 割特例適用の確定申告書（写）の PDF ファイル
- 特定収入割合が 5 パーセント超の公益法人等 → 特定収入割合計算表の PDF ファイル

＜返還額ありの場合＞（一施設ごと）

- ・ 共通 → 第 2 号様式及び別紙概要（A/B/C のいずれか）の Excel ファイル
確定申告書第一表及び課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表の PDF ファイル

＜返還額ありの場合＞（複数施設一括）

- ・ 共通 → 第 2 号様式、別紙（1～2 枚目）及び別紙概要（A/B/C のいずれか）の Excel ファイル
補助対象経費、補助金額、返還額が異なる場合、施設ごとに別紙概要（A/B/C のいずれか）の全ての Excel ファイル
確定申告書第一表及び課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表の PDF ファイル

Q10 令和 6 年度に補助金の交付を受け、令和 7 年度の補助金もすでに交付を受けました。報告は、二年度分合算して行ってもよいですか？

A10 令和 6 年度に「初期導入」の補助金を、令和 7 年度に「新機能追加導入」の補助金の交付を受けた事例と思われますが、令和 6 年度と 7 年度の補助金事業は別のものなので、別々で報告してください。なお、令和 7 年度分の報告については、令和 8 年度に別途ご案内します。

Q11 消費税の確定申告をしているかどうか分からないのですが

A11 確定申告等について不明な場合、経理担当の方や顧問税理士等にご確認ください。

Q12 薬局店舗の担当者です。報告書の作成方法が分かりません

A12 報告書の作成には、法人の課税売上高の情報や消費税の確定申告書が必要です。本社経理部門担当の方や顧問税理士等に相談してください。

Q13 返還額なし（0 円）として報告します。その後の手続きはどうなりますか？

A13 返還額なし（0 円）として報告いただくだけで手続きは完了です。なお、報告内容に確認させていただくこともありますので、ご了承ください。

Q14 返還額ある場合、どのように返還したらよいのですか？

A14 県で報告書の審査を行い、額が確定した後に、県から納入通知書を送付します。納入通知書記載内容を確認のうえ、納入期限内に所定の金融機関で納付してください。なお、報告内容に確認させていただくこともありますので、ご了承ください。

Q15 他の事業（電子処方箋以外）すでに仕入控除税額の報告をしています。こちらは報告しなくてもよいのですか？

A15 補助金の交付を受けたそれぞれの事業で報告する必要があります。他の事業で報告していても、こちらの事業で補助金を受けている場合、こちらの事業についても報告は必要です。

Q16 医療法人は、公益法人等に該当しますか？

A16 消費税法別表第三に掲げる医療法人は、医療法第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人に限るとされています。

Q17 消費税仕入控除税額制度について知りたいのですが

A17 詳細については、国税当局へお問合せください。

<https://www.nta.go.jp/>

Q18 提出しないとどうなりますか？

A18 提出がない場合、補助金の返還をお願いする場合があります。必ずご提出ください。

Q19 どのように提出すればよいですか？郵送やメールでもよいのですか？

A19 「ぐんま電子申請システム」によるオンライン報告のみとなります。

以下のフォームから、報告してください。

<https://logoform.jp/form/9cfD/1016668><外部リンク>